

全国認知症グループホーム協会からのお知らせ

協会の公益社団法人化にむけて 新法人の骨子と定款（案）について

会員の皆さまへ

全国GH協 代表理事 木川田 典彌
全国GH協 公益法人（社団）化実施委員会
委員長 長井 卷子

時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年度の第8回通常総会において決議されました一般社団法人・公益社団法人への移行の方針に従い、公益法人（社団）化実施委員会および理事会は定款案の作成を進めて参りましたが、この度、成案を得るに至りました。

会員の皆さまには、ご提案させていただきました新法人の有様を、ご検討いただきまして、来る、3月13日の臨時総会で円滑なる議決をお願いする次第であります。

当協会が「公益社団法人」となることは、当協会の根幹に関わる歴史上非常に重要な議題であります。つきましては、下記に予定しております臨時総会には、できる限り多くの会員の皆さまのご出席を得て、会員の皆さまの総意として決定していただきたいと考えております。会員の皆さまには法人の定款の内容とその意義などの資料を事前に見ていただくために、協会ホームページにも掲載いたしました。

何卒ご協力を宜しくお願い致します。

また、定款案の作成過程において集中的な議論と検討の対象になった大きな論点について特に説明を行っておきます。検討の参考にして頂きたいと存じます。

第1は会費に関する件です。提示の案では、現行一入居者あたり、3,000円から2,000円といたしました。

会費を少しでも安くして会費負担の軽減を図りたい、また、加入したいという皆さまのご要望を踏まえてご提案させていただきました。組織を再構築することにより、会費にあわせた予算を編成いたします。

第2は役員選出に関する件です。提示の案では、定数を現行の18名といたしました。

当初は、役員を選出の選挙基盤として各都道府県に支部を設置し、会員の代表者として会員数に応じて、各都道府県から代議員を選出し、代議員会（社員総会）を構成し、選挙により理事を選任する方法を考えておりました。各都道府県に支部を必置することは時期尚早というご意見のもと、今回は見送ることといたしました。もっと良い制度設計がないものかと、議論いたしました。支部・ブロック制は今後の課題といたしました。これに伴い、役員の選任方法は、支部推薦と理事会推薦による選任方法といたしました。

今回の定款案において集中的な議論と検討の対象になった、点についてのご報告です。上記以外にも、様々な検討を重ねてまいりました。全てが満足する結果であるとは限りませんが、今後、会員の皆さまと共に、より良い協会へと発展できればと考えております。

今後のスケジュール

3月13日（金） 臨時総会、設立総会
3月中 総会の議決後、すみやかに一般社団法人設立登記
4月～ 公益認定申請

掲載している定款案等は、公益認定ガイドライン等を基に作成しております。

全国認知症グループホーム協会事務局 FAX：03-5366-2158
〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2 住友生命四谷ビル B2階

平成21年2月

(参考資料)

一般社団法人日本認知症グループホーム協会の設立について

- 「NPO 法人全国認知症グループホーム協会」から「一般社団法人日本認知症グループホーム協会」へ -

1. 法人化の目的

全国認知症グループホーム協会は平成10年の結成以来、わが国の認知症の方の尊厳のある生活の実現を目指し、GH事業者のみならず、家族、地域、行政、関係団体とともに様々な活動を展開して参りました。今後の協会活動も、時代の大きな転換期を迎えて、さらに拡大することが見込まれております。また、会員各位のご協力のもと行政に対して様々な提言を行ってきております。

このように、当協会の規模は拡大して活動の範囲も広がっていますが、組織的には社会的な認知度も低く、組織率も低迷している状況下にあります。改めて運営の現状を見直してみると、非営利法人では社会的信頼はもとより他の公益の介護サービス事業者団体には遠く及ばないのが実態であります。従いまして、制度改正、報酬改定等を審議する委員会に、協会の代表者を送り込むこともありません。認知症の方の尊厳ある生活を実現する大きな社会的使命を果たすためにも、非営利法人から脱却して公益性を追求する公益法人に生まれかわることが不可欠と考えております。

2. 設立する新法人

当協会が公益法人の設立を検討したのは今回が初めてではありません。平成15年度から検討してまいりました。その後、平成20年度の通常総会で平成20年12月1日施行の新公益法人制度での新法人の設立を進めることをご了承いただきました。新公益法人制度では、これまでの社団法人や財団法人は廃止され、登記のみで設立できる一般社団法人・一般財団法人、あるいは公益認定等委員会が、公益性があると認めた公益社団法人・公益財団法人に分けられることとなります。公益社団法人になるためには、一般社団法人であることが必須条件となります。

新法施行年である平成20年度は、登記のみで設立できる一般社団法人を設立することを目途としています。

3. 新法人への道筋

新公益法人制度が施行された後、早急に新法人設立の手続きを行えるよう準備を進めてきております。平成21年3月13日臨時総会の議決後、速やかに新法人設立登記申請を予定しています。登記が完了することにより一般社団法人日本認知症グループホーム協会(新法人)が誕生いたします。新法人誕生後はNPO法人から事業の移譲を受け、一般社団法人として、これまでの活動・運営を引き継いで行って参ります。

新法人の基本事項

1. 法人を構成する各機関

一般社団法人は登記のみで設立できる代わりに法律で各機関の設置を厳格に定めています。当協会が設立する一般社団法人(新法人)は社員、理事および監事から構成され、組織運営は社員総会の意を受けて、理事会が執行することとなります。

社員は設立時社員の場合を除き、正会員を社員とします。正会員は一般社団法人の構成員として、社員総会に出席し議決権を行使します。

理事・監事は社員総会で選出され、理事は会の業務執行を行い、監事は会計監査及び業務監査を行います。いずれも会の運営が適切に行われるように職務を遂行いたします。

理事会は全理事により構成され、協会の活動に関する事項及び運営に関する事項を決定・執行いたします。理事会には監事も出席し、理事の職務執行に関する監督を行います。

2. 新法人の活動予定

NPO法人が従来行ってきた活動を主たる活動として参ります。事業年度もNPO法人と同様に4月~3月、社員総会も6月に行います。

3. 公益社団法人化への取組

公益社団法人化は法律で定める基準を満たしていると認められる一般社団法人が公益認定を受けることで行われます。

一般社団法人を設立後、速やかに公益認定の申請を行います。ただし、公益認定要件が複雑であるため、認定がおりる時期は、確定しておりません。半年以上かかるのではないかと考えております。

4. 現NPO法人の承継

公益認定後に公益社団法人の登記を行い、現NPO法人は解散し、残余財産は、新しい公益社団法人に引継がれることとなります。

以上

一般社団法人日本認知症グループホーム協会 定款案

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本認知症グループホーム協会と称し、略称を日本GH協とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、認知症グループホーム(認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業をいう。以下「グループホーム」という。)相互の連携を密にし、認知症ケアに関する調査研究、普及啓発等の各種事業を行い、認知症の人の尊厳の保持のもとに、住み慣れた地域で安心できる長寿社会の実現に向けて、グループホーム事業の健全な発展と国民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) グループホームにおけるケアサービスの質の確保、向上に関する調査研究及び指導

(2) 地域住民との協働による認知症ケアの相談及び普及啓発活動

(3) 認知症の予防から終末期ケアまでの幅広い領域での啓発及び啓蒙活動

(4) グループホームに関する研修、指導及び支援

(5) グループホームの全国ネットワークづくりと情報収集及びその提供

(6) 機関誌その他グループホームに関する刊行物の発行

(7) 行政その他関係機関との連携、連絡、調整に関する事業

(8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 社員及び会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の3種とする。

(1) 正会員 グループホーム事業者の代表者、ただし、特段の事情がある場合は、当該代表者が指定する者

(2) 準会員 グループホーム事業を行おうとする者、又はグループホーム開設準備責任者

(3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した団体又は個人

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、理事会において別に定めるところにより、入会の申込みを行うものとする。

2 入会は、理事会において別に定める基準により、その可否を決定し、これを本人に通知する。

(会費等)

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会金及び会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名するときは、当該会員にあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費の納入が継続して1年以上なされなかったとき。

(2) 総社員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(4) 当該会員が第5条第1項の条件を満たさなくなったとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 入会金及び会費の額

(2) 会員の除名

(3) 理事及び監事の選任又は解任

(4) 理事及び監事の報酬等の額

(5) 計算書類等の承認

(6) 定款の変更

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) 基本財産の処分の承認

(9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年度6月に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をした場合

(2) 総社員の10分の1以上の議決権を有する社員から社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって請求があった場合

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 代表理事は、前項の規定による請求があったときは、2週間以内に社員総会を招集しなければならない。

4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開会日の1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、社員総会の決議により出席した社員の中から1名選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 基本財産の処分

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 やむを得ない理由のため、社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

5 社員総会における議決事項は、第14条第4項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した社員の3分の2以上の同意があった場合はこの限りではない。

6 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する社員は、当該事項について表決権を行使することができない。
(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名する。

第5章 役員等

(役員の設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 12名以上18名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、副代表理事を2名以内、常務理事を4名以内置く。

3 代表理事以外の理事のうち、副代表理事及び常務理事を法人法上の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事、副代表理事及び常務理事は、理事会の決議により、理事の中から選定する。

3 監事は、正会員の中から1名、有識者の中から1名以上2名以内を社員総会で選任する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び代表理事以外の業務執行理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 前2項の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを社員総会に報告すること。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

(顧問)

第26条 この法人は、顧問を置くことができる。

2 顧問は、この法人の重要事項について代表理事の諮問に応ずる。

3 顧問は、理事会の議決を経て、代表理事が委嘱する。

4 前項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事、副代表理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集するものとする。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金)

第35条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 支部

(支部)

第40条 この法人は、事業を広く普及するために、都道府県ごとに支部を置くことができる。

2 支部には、支部長を置く。

3 支部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により、代表理事が別に定める。

第11章 委員会

(委員会)

第41条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決により、委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、または事業を遂行する。

3 委員会には、委員長を1名、その他の委員を数名置く。

4 委員長その他の委員は、理事会の議決により選任する。

5 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第12章 事務局

(事務局)

第42条 この法人は、事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て代表理事が任免し、その他の職員は、代表理事が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により、代表理事が別に定める。

第13章 補則

会費に関する定款補則（案）

（目的）

第1条 この定款補則は、一般社団法人日本認知症グループホーム協会定款第7条の規定に基づき、会員の会費に関する基本事項を定める。

（会費）

第2条 正会員の会費は、年額を次のとおりとする。

入居者1定員あたり 2,000円

2 準会員の会費は、年額を次のとおりとする。

団体会員 年額3万円

個人会員 年額1万円

3 賛助会員の会費は、年額を次のとおりとする。

年額1口10,000円以上

（納入）

第3条 会費の納入は年1回とし、指定された方法により前納しなければならない。ただし、新規会員は定款第6条の通知を受け取ってから2週間以内に納入しなければならない。

（徴収）

第4条 会費の徴収に関する事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

（変更）

第5条 この定款補則の変更は、社員総会の議決を必要とする。

附則

1 この規定は、平成 年 月 日に制定し、同日から施行する。

一般社団法人日本認知症グループホーム協会定款施行規程（案）

平成 年 月 日 制定

（入会等）

第1条 一般社団法人日本認知症グループホーム協会（以下「協会」という。）に入会しようとする者は、定款第5条第1項の規定に基づき、会員種別に応じ、正会員入会申込書（様式1） 準会員入会申込書（様式2）又は賛助会員入会申込書（様式3）を、それぞれ代表理事に提出しなければならない。

2 準会員は、グループホームに係る指定があったときは、すみやかに、変更届（正会員）（様式4）を代表理事に提出しなければならない。

3 入会時の登録事項等に変更があったときは、変更届（様式5）を、すみやかに、代表理事に提出しなければならない。

4 特段の事情がある場合は、当該グループホームの事業者の代表者が、当該グループホームの経営及び管理運営に責任を持つ者を入会申込者として指定することとし、定款第5条第1項第1号に規定する代表者が指定することができる。

5 会員変更については、代表理事においてその可否を決定し、変更を認めがたい事情のある場合は、当該グループホームの申請者にその旨を伝え、再手続きを依頼することができる。

（退会等）

第2条 会員が協会を退会しようとするときは、退会届（様式6）を代表理事に提出しなければならない。

（会員名簿）

第3条 会員名簿は、毎年、9月30日在籍会員をもって作成する。

（支部）

第4条 支部は、当該支部の区域に所在・在住する協会の正会員、準会員をもって構成する。

（支部長）

第5条 支部長は、支部総会の定めるところに従い、支部において選出する。

2 支部長が選出されたときは、すみやかに代表理事に届け出なければならない。

（役員の選任）

第6条 役員は、社員総会において選任する。

2 代表理事、副代表理事及び常務理事は、理事会の決議により、全理事の中から選定し、社員総会に報告するものとする。

（社員総会の運営）

第7条 社員総会の運営は、次によるものとする。

- (1) 議長は、会議を主宰し、議場の秩序を保持する。
- (2) 発言は、挙手して議長を呼び、その許可を得てから行わなければならない。
- (3) 議案の採決は、挙手又は起立により多少を認定し、結果を宣言するものとする。ただし、議長が必要と認めるとき又は出席社員の5分の1以上から要求があったときは、記名投票によるものとする。

（役員選任管理）

第8条 協会に資格審査委員会を置く。

2 資格審査委員会は、役員選任の都度、役員候補者、役員、支部長以外の正会員より、理事会の推薦に基づき、代表理事が委嘱する。

3 資格審査委員会の委員長は、委員の互選により選出する。

附則

1. この規定の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

公益社団法人日本認知症グループホーム協会 定款案

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本認知症グループホーム協会と称し、略称を日本GH協とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、認知症グループホーム(認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業をいう。以下「グループホーム」という。)相互の連携を密にし、認知症ケアに関する調査研究、普及啓発等の各種事業を行い、認知症の人の尊厳の保持のもとに、住み慣れた地域で安心できる長寿社会の実現に向けて、グループホーム事業の健全な発展と国民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) グループホームにおけるケアサービスの質の確保、向上に関する調査研究及び指導
- (2) 地域住民との協働による認知症ケアの相談及び普及啓発活動
- (3) 認知症の予防から終末期ケアまでの幅広い領域での啓発及び啓蒙活動
- (4) グループホームに関する研修、指導及び支援
- (5) グループホームの全国ネットワークづくりと情報収集及びその提供
- (6) 機関誌その他グループホームに関する刊行物の発行
- (7) 行政その他関係機関との連携、連絡、調整に関する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 社員及び会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 グループホーム事業者の代表者、ただし、特段の事情がある場合は、当該代表者が指定する者
- (2) 準会員 グループホーム事業を行おうとする者、又はグループホーム開設準備責任者
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した団体又は個人

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、理事会において別に定めるところにより、入会の申込みを行うものとする。

2 入会は、理事会において別に定める基準により、その可否を決定し、これを本人に通知する。

(会費等)

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会金及び会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名するときは、当該会員にあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上なされなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(4) 当該会員が第5条第1項の条件を満たさなくなったとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 入会金及び会費の額

(2) 会員の除名

(3) 理事及び監事の選任又は解任

(4) 理事及び監事の報酬等の額

(5) 計算書類等の承認

(6) 定款の変更

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) 基本財産の処分の承認

(9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年度6月に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をした場合

(2) 総社員の10分の1以上の議決権を有する社員から社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって請求があった場合

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 代表理事は、前項の規定による請求があったときは、2週間以内に社員総会を招集しなければならない。

4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開会日の1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、社員総会の決議により出席した社員の中から1名選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 基本財産の処分

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 やむを得ない理由のため、社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

5 社員総会における議決事項は、第14条第4項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した社員の3分の2以上の同意があった場合はこの限りではない。

6 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する社員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名する。

第5章 役員等

(役員の設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 12名以上18名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、副代表理事を2名以内、常務理事を4名以内置く。

3 代表理事以外の理事のうち、副代表理事及び常務理事を法人法上の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事、副代表理事及び常務理事は、理事会の決議により、理事の中から選定する。

3 監事は、正会員の中から1名、有識者の中から1名以上2名以内を社員総会で選任する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び代表理事以外の業務執行理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 前2項の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを社員総会に報告すること。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

(顧問)

第26条 この法人は、顧問を置くことができる。

2 顧問は、この法人の重要事項について代表理事の諮問に応ずる。

3 顧問は、理事会の議決を経て、代表理事が委嘱する。

4 前項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事、副代表理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集するものとする。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第32条 別表の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定財産であり、この法人の基本財産とする。

2 前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金)

第36条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第37条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第35条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産

を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 支部

(支部)

第43条 この法人は、事業を広く普及するために、都道府県ごとに支部を置くことができる。

2 支部には、支部長を置く。

3 支部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により、代表理事が別に定める。

第11章 委員会

(委員会)

第44条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決により、委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、または事業を遂行する。

3 委員会には、委員長を1名、その他の委員を数名置く。

4 委員長その他の委員は、理事会の議決により選任する。

5 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第12章 事務局

(事務局)

第45条 この法人は、事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て代表理事が任免し、その他の職員は、代表理事が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により、代表理事が別に定める。

第13章 補 則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、代表理事が別に定める。

附 則

1 この定款は、法人法に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の事業年度は、第32条の規定にかかわらず、当法人成立の日から平成21年3月31日までとする。

3 この法人の設立時の役員は、第20条の規定にかかわらず次のとおりとする。

理事（代表理事）

理事（副代表理事）

理事（副代表理事）

理事（常務理事）

理事（常務理事）

理事（常務理事）

理事（常務理事）

監事

監事

監事

4 この法人の最初の理事及び監事の任期は、第23条の規定にかかわらず、就任後1年内の最終の事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。

5 この法人の設立時の社員は、第6条の規定にかかわらず次のとおりとする。

社員

社員

6 この法人の設立時の入会金及び会費は、第7条の規定にかかわらず別表1のとおりとする。

別表1 設立当初の入会金及び会費

会員の種別	入会金	会費(年)
正会員	0円	グループホーム入居者1定員につき2,000円
準会員(個人)	0円	10,000円
準会員(団体)	0円	30,000円
賛助会員	0円	一口10,000円(一口以上)

以上、一般社団法人日本認知症グループホーム協会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。なお、この定款に規程のない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとする。

平成21年 月 日
 県 市 町 丁目 番 号
設立時社員 印

県 市 町 丁目 番 号
設立時社員 印

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表 基本財産(第32条関係)

なし

(注) 下線あるものは、公益社団法人用定款として付加されたもの。

会費に関する定款補則（案）

（目的）

第1条 この定款補則は、公益社団法人日本認知症グループホーム協会定款第7条の規定に基づき、会員の会費に関する基本事項を定める。

（会費）

第2条 正会員の会費は、年額を次のとおりとする。

入居者1定員あたり 2,000円

2 準会員の会費は、年額を次のとおりとする。

団体会員 年額3万円

個人会員 年額1万円

3 賛助会員の会費は、年額を次のとおりとする。

年額1口10,000円以上

（納入）

第3条 会費の納入は年1回とし、指定された方法により前納しなければならない。ただし、新規会員は定款第6条の通知を受け取ってから2週間以内に納入しなければならない。

（徴収）

第4条 会費の徴収に関する事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

（変更）

第6条 この定款補則の変更は、社員総会の議決を必要とする。

附則

1 この規定は、平成 年 月 日に制定し、同日から施行する。

公益社団法人日本認知症グループホーム協会定款施行規程（案）

平成 年 月 日 制定

（入会等）

第1条 公益社団法人日本認知症グループホーム協会（以下「協会」という。）に入会しようとする者は、定款第5条第1項の規定に基づき、会員種別に応じ、正会員入会申込書（様式1） 準会員入会申込書（様式2）又は賛助会員入会申込書（様式3）を、それぞれ代表理事に提出しなければならない。

2 準会員は、グループホームに係る指定があったときは、すみやかに、変更届（正会員）（様式4）を代表理事に提出しなければならない。

3 入会時の登録事項等に変更があったときは、変更届（様式5）を、すみやかに、代表理事に提出しなければならない。

4 特段の事情がある場合は、当該グループホームの事業者の代表者が、当該グループホームの経営及び管理運営に責任を持つ者を入会申込者として指定することとし、定款第5条第1項第1号に規定する代表者が指定することができる。

5 会員変更については、代表理事においてその可否を決定し、変更を認めがたい事情のある場合は、当該グループホームの申請者にその旨を伝え、再手続きを依頼することができる。

（退会等）

第2条 会員が協会を退会しようとするときは、退会届（様式6）を代表理事に提出しなければならない。

（会員名簿）

第3条 会員名簿は、毎年、9月30日在籍会員をもって作成する。

（支部）

第4条 支部は、当該支部の区域に所在・在住する協会の正会員、準会員をもって構成する。

（支部長）

第5条 支部長は、支部総会の定めるところに従い、支部において選出する。

2 支部長が選出されたときは、すみやかに代表理事に届け出なければならない。

（役員の選任）

第6条 役員は、社員総会において選任する。

2 代表理事、副代表理事及び常務理事は、理事会の決議により、全理事の中から選定し、社員総会に報告するものとする。

（社員総会の運営）

第7条 社員総会の運営は、次によるものとする。

- (1) 議長は、会議を主宰し、議場の秩序を保持する。
- (2) 発言は、挙手して議長を呼び、その許可を得てから行わなければならない。
- (3) 議案の採決は、挙手又は起立により多少を認定し、結果を宣言するものとする。ただし、議長が必要と認めるとき又は出席社員の5分の1以上から要求があったときは、記名投票によるものとする。

（役員選任管理）

第8条 協会に資格審査委員会を置く。

2 資格審査委員会は、役員選任の都度、役員候補者、役員、支部長以外の正会員より、理事会の推薦に基づき、代表理事が委嘱する。

3 資格審査委員会の委員長は、委員の互選により選出する。

附則

1. この規定の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。